

京都市告示第318号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年9月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
京都京北線	北区上賀茂御薮口町56番地先から	旧	メートル 41.00	メートル 6.30 ~ 17.00
	同町6番地の1地先まで	新	41.00	22.00 ~ 24.60

(建設局土木管理部道路明示課)